

当行における取引のリスク評価書

コメルツ銀行 東京支店

1. 本評価書は、コメルツ銀行 東京支店（以下「当行」という。）が、自らが行う取引について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した書面である。

平成 28 年 10 月 1 日に施行される犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」又は「法」という。）の改正により、特定事業者は、自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査・分析し、および、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査・分析の結果を記録し、または記録した書面・電磁的記録（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて見直しを行い、必要な変更を加えることが求められる（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 32 条 1 項 1 号）。

本評価書は、当行における「特定事業者作成書面等」に該当するものである。

2. 当行は、本評価書の内容を勘案して、犯収法に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析するものとする（規則 32 条 1 項 2 号）。また、当行は、本評価書の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査するものとする（同項 3 号）。
3. 本評価書は、国家公安委員会が毎年度公表する犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）の内容、及び、当行の取引・サービスの実情、過去の疑わしい取引の届出の状況、当行と同一の特定取引を行う業者における過去の事例などを参考としている。
4. 本評価書の第 1 においては、当行における取引のリスク評価の考え方について示す。第 2 においては「高リスク取引」、第 3 においては「中リスク取引」、第 4 においては「低リスク」取引についての詳細な評価を行う。
5. 本評価書については、必要に応じて見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第1 当行における取引のリスク評価の考え方

当行における取引のリスク評価の考え方は、平成28年10月1日に施行される改正後の犯収法の取引時確認及び調査書におけるリスク評価に基づき、別添の「当行におけるリスク評価と管理方法」のとおりとする。

第2 高リスク取引

以下では、第1において、「高リスク」と評価した取引についてその評価の詳細について説明する。

1 法4条2項に基づく特定取引

以下の取引については、当行におけるリスク評価にかかわらず、法4条2項に基づき、厳格な取引時確認が必要となるものである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 継続的取引である特定取引（に基づく取引）について「なりすましの疑いがある場合」② 継続的取引である特定取引（に基づく取引）について「契約時確認事項に偽りのある疑いがある場合」（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む）③ 特定取引のうち、イラン・北朝鮮（「特定国等」）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの④ 外国 PEPs である顧客等との間で行う特定取引 |
|---|

また、これらの取引は、疑わしい取引の届出をするか否か判断するに際して統括管理者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則27条3号）が必要となるとともに、取引を実行する場合は統括管理者による承認（規則32条1項4号）も必要となる。

当行は、非居住者との間で特定取引を締結することは原則としてないため、「特定取引のうち、イラン・北朝鮮（「特定国等」）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの」（上記③）を行うことは想定されない。

なお、継続的取引である特定取引について「なりすましの疑いがある場合」や「契約時確認事項に偽りの疑いがある場合」（上記①・②）においては、口座を凍結することになる。

したがって、取引を実行する場合に統括管理者による承認が必要となるのは、「外国 PEPs である顧客等との間で行う特定取引」（④）のみであると考えられる。

2 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（犯罪による収益の移転防止に関する

法律施行令7条1項、規則5条)

平成28年10月1日に施行される改正後の犯収法においては、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」として、「疑わしい取引」又は「同種の取引と態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する場合には、法4条2項に基づく厳格な取引時確認は必要とならないが、法4条1項に基づく通常の見直し確認が必要となる。2回目以降の見直し確認であっても、見直し確認済みの確認(法4条3項)ではなく、通常の見直し確認が必要となる。

また、疑わしい取引の見直しをするか否か判断するに際して統括管理者による取引に疑わしい点があるかの確認(規則27条3号)が必要となるとともに、取引を実行する場合は統括管理者による承認(規則32条1項4号)が必要となる。

「疑わしい取引」とは、「取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い場合」及び「取引に関し組織的犯罪処罰法10条の罪(犯罪収益等隠匿罪)又は麻薬特例法6条の罪(薬物犯罪収益等隠匿)に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引」のことである。

「疑わしい取引」に該当するか否かの判断については、以下の項目に着眼しつつ、疑わしい取引の見直しに関する参考事例を参考としながら、各業界における一般的な知識と経験、商慣習を前提としてなされる。

- 一般的な取引の態様との比較
- 当該顧客との過去の取引との比較
- 見直し確認事項等との整合性

「同種の取引の態様と著しく異なる態様」とは、例えば、「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から類型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるもので、これに該当するか否かの判断は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行われる。

3 調査書勘案高リスク取引(規則27条3号)

犯収法では、「犯罪収益移転危険度調査書において注意を要する国に所在する顧客との取引その他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪収益の危険性が高いと認められるもの」(以下「調査書勘案高リスク取引」という。)(規則27条3号)については、法4条2項に基づく厳格な見直し確認は必要とならない。また、法4条1項に基づく通常の見直し確認も必要とならない。

しかし、疑わしい取引の見直しをするか否か判断するに際して統括管理者による取引に疑わしい点があるかの確認(規則27条3号)が必要となるとともに、取引を実行する場合は統括管理者による承認(規則32条1項4号)が必要となる。

そこで、当行においてどのような取引が「調査書勘案高リスク取引」となるか、調査書の整理に基づき、「商品・サービスの危険度」、「取引形態」、「国・地域」、「顧客の属性」の観点から検討する。

(1) 商品・サービスの危険度

ア 預金取扱金融機関として取り扱う商品・サービス

当行は、預金取扱金融機関としてその固有業務である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これに付随する業務として、例えば、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

調査書においては、口座、預金取引、為替取引、貸金庫並びに手形及び小切手を悪用することにより、犯罪による収益の收受又は隠匿がなされた事例があるが、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引（「取引形態と危険度」、「国・地域と危険度」及び「顧客の属性と危険度」で取り上げる取引は除いている。以下同じ。）は、危険度がより一層高まるとしている。

- 多額の現金又は小切手により、入出金を行う取引（顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引及び送金や通常自己宛小切手により行う取引であるにもかかわらず、現金の入出金により行う取引は、危険度が特に高まると認められる。）
- 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額であるもの
- 口座名義人が架空又は他人のものであるとの疑いや口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金
- 匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引
- 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している顧客を含む。）の口座を使用した入出金
- 口座開設後、短期間に多額の又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約され、又は取引が休止した口座に係る取引
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引
- 口座から現金で払い戻し、直後にその現金（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。）を送金する取引（送金依頼人の名義を払い戻した口座の名義別のものにして送金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。）
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合には、危険度が特に高まると認められる。）
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。）

当行において過去に疑わしい取引の届出の事案についても同様の傾向があることに鑑み、調査書の判断を尊重し、上記に掲げる各取引を「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。

イ 投資

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関として、顧客のために、外国為替証拠金取引等に関する「投資」を取り扱っている。

調査書において「投資」は、「投資の対象となる商品としては、様々なものが存在し、これらを通じて、犯罪収益を様々な通貨や商品に変換することができる。また、投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在することから、投資は、犯罪による収益の移転の有効な手段との追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。」とされている。

とりわけ、「顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引」の場合は危険度が高まるとされている。

当行においては過去に同様の事案の疑わしい取引の届出を提出したことはないものの、調査書の判断を尊重し、かかる取引を「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。

ウ 金銭の貸付け

当行は、預金取扱金融機関としての固有業務として金銭の貸付けを行っている。

調査書は、「貸金業者等による貸付けは、犯罪による収益の追跡を困難にすることができること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。」としている。

とりわけ、「架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた貸付契約は、危険度がより一層高まるものと認められる。」としている。

当行においては過去に同様の事案の疑わしい取引の届出を提出したことはないものの、調査書の判断を尊重し、かかる取引を「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。

エ 外貨両替

当行は、預金取扱金融機関としての付随業務として外貨両替を行っている。

調査書は、外貨両替は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められるとしている。さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要

素が伴う取引は、危険度がより一層高まると認められるとしている。

- 多額の現金による取引（該当なし）
- 短期間のうちに頻繁に行われる取引
- 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
- 顧客が自己のために取引しているか否かにつき疑いがある取引
- 偽造通貨又は盗難通貨、これらと疑われる通貨等に係る取引（該当なし）

当行においては過去に同様の事案の疑わしい取引の届出を提出したことはないものの、調査書の判断を尊重し、これらの取引を「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。

オ ファイナンスリース取引

調査書は、ファイナンスリースは、貸借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められるとしている。さらに、疑わしい取引の届出の状況等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められるとしている。

- 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「多重リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引
- 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には機械設備等を設置しないにもかかわらず、ファイナンスリース契約を締結することによるファイナンスリース
- 業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「空リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引
- 架空・他人名義で締結したとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引

当行においては現在ファイナンスリース契約はなく、過去に同様の事案の疑わしい取引の届出を提出したことはないものの、調査書の判断を尊重し、これらの取引を「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。

カ. クレジットカード取引

調査書は、クレジットカードは、現金で得られた犯罪による収益をクレジットカードを利用することにより別の形態の財産に換えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められるとしている。さらに、疑わしい取引の届出の状況等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められ

るとしている。

- ▶ 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約
- ▶ 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合
- ▶ クレジットカードにより、多額のギフトカード、商品券等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

当行においては現在クレジットカード取引の扱いはなく、過去に同様の事案の疑わしい取引の届出を提出したことはないものの、調査書の判断を尊重し、これらの取引を「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。

(2) 取引形態と危険度

ア 非対面取引

当行においては、非対面取引について、マネー・ローンダリングに利用された事案は過去に報告されていない。

しかしながら、調査書は、「非対面取引においては、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。」と指摘している。

したがって、非対面取引は、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

もっとも、当行においては、当行に口座を有しない顧客または当行で顧客審査を行っていない顧客との取引は取り扱っていないことから、ほとんどの取引がリスク低減措置を講じている取引である。

したがって、当行においてはリスク低減措置を講じていない非対面取引についてのみ「危険度の高い」取引と位置付けるものとする。

イ 現金取引

当行においては、現金取引について、マネー・ローンダリングに利用された事案は過去に報告されていない。また、当行では現金取引を取り扱っていない。

しかしながら、調査書は、「現金取引は、流動性及び匿名性が高く、捜査機関による犯罪収益の流れの解明を困難にする。特に、我が国の消費支出は現金取引が中心であり、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。実際にも、他人になりすますなどし、現金取引を通じて、マネー・ローンダリングを行っている事例があること等から、現金取引は危険度が高いと認められる」としていることから、現金取引を「危険度の高い」取引と位置付けるものとする。

ウ 外国との取引

当行においては、外国との取引について、マネー・ローンダリングに利用された事案は過去に報告されていない。

しかしながら、調査書においては、

「外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて資金移転の追跡を困難にする。実際にも、正規の商取引を装うなどして外国との間で犯罪収益を移転させている事例があること等から、外国との取引は犯罪による収益の移転が行われる危険性があると認められる。そして、以下のような取引は危険度が高いと認められる。

○ 適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引

○ 多額の現金を原資とする外国送金取引

としている。

当行は、原則として、「適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引」については下記（３）の「国・地域と危険度」において検討することとしているため、「外国との取引」を独立して「危険度の高い」取引とは位置付けないものとする。

（３）国・地域と危険度

上記（２）ウのとおり、調査書においては、「外国との取引」は、犯罪による収益の移転が行われる危険性があると認められるとしている。

調査書においては、犯収法４条２項２号に基づき、「特定国等」に指定されている「イラン」及び「北朝鮮」は「危険度が特に高い」と認定されている。

また、FATF 声明において関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している国及び地域についても「危険度が高い」取引と認定している。平成 27 年 6 月 26 日付けの声明では、イラン及び北朝鮮のほか、アルジェリア及びミャンマーが記載されていたが、現在は FATF 声明から削除されている。

当行においては、「イラン」及び「北朝鮮」に居住する者との間の特定取引以外の取引については「危険度が高い」取引と位置付ける。FATF 声明において新たに指定された国・地域がある場合には、その国・地域に居住する者との取引は「危険度の高い」取引と位置付ける。

また、当行は、米国に居住する者との送金取引も行うため、米国の財務省外国資産管理室（OFAC）が、外交政策・安全保障上の目的から、取引禁止や資産凍結などの措置を講じることとしている国・地域（スーダン共和国、キューバ、シリア、クリミア地域）に居住する者との取引についても「危険度が高い」として位置付ける。

(4) 顧客の属性と危険度

ア 反社会的勢力（暴力団等）

暴力団を始めとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。

調査書にも記載のとおり、このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠といえる。当行においては、反社会的勢力として以下の者が該当すると定義し、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力の遮断に関する規程」に基づき反社会的勢力との関係を遮断することとしている。

当行においては、反社会的勢力との取引は「危険度の高い」取引と評価をするものの、取引時確認をするまでもなく、取引謝絶又は取引解消を検討するものとする。

1. 「暴力団」 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
2. 「暴力団員」 暴力団の構成員をいう。
3. 「暴力団員」でなくなった日から5年を経過しない者 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。
4. 「暴力団準構成員」 暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
5. 「暴力団関係企業」 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
6. 「総会屋等」 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
7. 「社会運動等標ぼうゴロ」 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
8. 「特殊知能暴力集団等」 第1号から第7号までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
9. 前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という。)と以下のいずれかにでも該当する関係を有する者

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用したと認められる関係
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係
10. 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行う者
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④までに準ずる行為

イ 非居住者

調査書においては、「非居住者との取引」は、非対面取引となるため、匿名性が高く、当該非居住者は、容易に本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことができるとともに、居住者との取引に比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されることになることから、非居住者との取引は「危険度が高い」と認められるとしている。

当行は、原則として、当行に口座のある顧客を受取人とする非居住者からの送金の受領または当行に口座のある顧客の依頼による非居住者への送金に限定されていることから、「非居住者との取引」は当行に口座のある顧客と無関係な非居住者との取引をする場合のみ「危険度の高い」取引と位置付けるものとする。

ウ 外国の重要な公的地位を有する者

調査書においては、外国の重要な公的地位を有する者が犯罪による収益の移転に悪用し得る地位や影響力を有することのほか、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組の差異等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は「危険度が高い」と認められるものとしている。

犯収法においては、「外国の重要な公的地位を有する者との間の特定取引」を厳格な取引時確認を要する高リスク取引（法4条2項）と位置付けている（上記1参照）。

当行においては、特定取引以外の取引について、これらの「外国の重要な公的地位を有する者」との間で取引をする場合には、「危険度の高い」取引と位置付けるものと

する。もっとも、特定取引以外の取引全てについて「外国の重要な公的地位を有する者であるか否か」を確認することは事実上不可能であることから、特定取引を行うに際して「外国の重要な公的地位を有する者」であることが判明した顧客についてのみかかる取扱いをするものとする。

なお、「外国の重要な公的地位を有する者」の定義は、犯収法に規定するところに従い、以下のとおりとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 以下の外国の公的地位にある者<ul style="list-style-type: none">✓ 国家元首✓ 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職✓ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職✓ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職✓ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職✓ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職✓ 中央銀行の役員✓ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員2 かつて上記1であった者3 上記1・2に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子）4 法人であって、上記1～3に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者が上記の者である法人との取引 |
|--|

エ 実質的支配者が不透明な法人

調査書においては、「実質的支配者が不透明な法人」との取引について、以下のとおり「危険度が高い」と評価している。

- 法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にする。
- 特定事業者においては、犯罪収益移転防止法に基づき、法人顧客の実質的支配者に関する本人特定事項の確認を行っているところ、実務的には、実質的支配者が不透明となる場合がある。
- 実際にも、詐欺による犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法

人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

当行においては、過去、実質的支配者が不透明な法人によるマネー・ローンダリングが疑われる事案はない。

平成 28 年 10 月に施行される改正により、犯収法における法人の実質的支配者の定義が変更され、自然人に遡る確認が必要となる。間接的な議決権保有者等が実質的支配者に該当するなど、実質的支配者の判断が複雑になる。法人顧客の代表者等（取引担当者）においては、当該法人の資本関係や配当を受ける者などについて把握していない場合もあり得る。また、外国人が議決権を有しており、海外の規制により開示されない場合もあり得る。

このような場合は、当行の職員は、法人顧客等の代表者等（取引担当者）に対して、当該法人の資本関係や配当を受ける者などについて調査するように求めるべきである。顧客が実質的支配者の該当性の考え方を理解していれば、又は顧客が自社内で適切な部署に確認を行えば、実質的支配者が判明する場合等において、安易に、「法人を代表し業務を執行する者」を実質的支配者に該当すると判断することは控えるべきである。

法人顧客の代表者等（取引担当者）が然るべき確認をしてもなお、資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により、25%超の議決権保有者や事業活動に支配的影響力を有する者等を把握できない場合には、法人を代表し、その業務を執行する者を実質的支配者として申告を受けることは認められている。

これに対して、法人顧客の代表者等（取引担当者）が正当な理由なく実質的支配者の申告に応じない場合については、調査書における評価を尊重し、「実質的支配者が不透明な法人」との取引について、「危険度が高い」と位置付けるものとする。また、この場合は、疑わしい取引の届出をすることも検討するものとする。

オ 写真付きでない身分証明書を用いる顧客

調査書では、以下のとおり、「写真付きでない身分証明書を用いる顧客」との取引について「危険度が高い」と評価している。

- ▶ 写真なし証明書は、写真付き証明書と比べて、本人確認書類の被証明者と提示した顧客等の同一性の証明力が劣るため、犯罪による収益の移転を企図する者が、他人名義の写真なし証明書を不正に入手し、他人になりすまして取引を行う場合、特定事業者が取引時確認によりこれを看破することは容易ではない。
- ▶ したがって、写真なし証明書には、犯罪による収益の移転に悪用される脆弱性が認められる。
- ▶ 実際にも、不正に取得した他人名義の写真なし証明書を悪用し、他人になりすまして取引が行われた事例があること等から、写真なし証明書を提示する顧客

等との取引は、写真付き証明書を用いた取引と比べて危険度が高いと認められる。

さらに、平成 28 年 10 月 1 日施行の改正後の犯収法においては、健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書について、二次的な確認手段として「他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付」、「取引関係文書の転送不要郵便等による送付」が必要となる。また、当行は一般個人客へのサービス提供は行っておらず、身分証明書の確認を必要とする個人は、原則、法人の代表者または取引代理人に限定されることから、調査書の判断とは異なるものの、当行においては、「写真付きでない身分証明書を用いる顧客」との取引について、「危険度が低い」取引と位置付けるものとする。

第 3 中リスク取引

当行の行う特定取引のうち、法 4 条 2 項以外のものであって、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものを除くものについては、中リスク取引として位置付けるものとする。

これらの取引については、通常の見直し確認（法 4 条 1 項）が必要となると共に、2 回目以降は、見直し確認済みの確認（法 4 条 3 項）のみを行う。

なお、継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は、疑わしい取引の届出を提出する。

第 4 低リスク取引

1 当行の特定業務に係る取引のうち特定取引に該当しないもの

当行の行う業務の多くは犯収法上の「特定業務」に該当し、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」（上記第 2. 2 参照）にも該当する場合以外は見直し確認の対象とはならない。「特定業務」については疑わしい取引の届出の対象となる（法 8 条 1 項）。

当行の特定業務に係る取引のうち、特定取引以外のものについては、過去に疑わしい取引の届出をした実績はなく、「危険度が極めて低い」取引と評価できる。

したがって、「当行の特定業務に係る取引のうち特定取引に該当しないもの」については、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」にも該当する場合以外は、見直し確認は不要である。

継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は疑わしい取引の届出を提出することになる。

2 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引（規則 4 条 1 項各号）

平成 28 年 10 月施行の改正後の犯収法における「簡素な顧客管理を行うことが許容

される取引」（規則4条1項各号）については、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」（上記第2.2参照）にも該当する場合以外は取引時確認の対象とはならない。かかる取引も「特定業務」に該当するので、疑わしい取引の届出の対象となる（法8条1項）。

調査書は、マネー・ローンダリングの危険性（リスク）を低減させる要因としては以下の①～⑧が考えられるとしている。

- ① 資金の原資が明らかな取引
- ② 国又は地方公共団体を顧客等とする取引
- ③ 法令等により顧客等が限定されている取引
- ④ 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引
- ⑤ 会社等の事業実態を偽装することが困難な取引
- ⑥ 蓄財性がない又は低い取引
- ⑦ 取引金額が当行規制の敷居値を下回る取引
- ⑧顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引

「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当すると考えられる取引は主に以下のものであるが、調査書においては、上記①～⑧のいずれか又は複数に該当し、いずれもマネー・ローンダリングに利用される危険度（リスク）は低いと評価がなされている。

当行においても、調査書における判断を尊重し、これらの取引については、「危険度が低い」取引と位置付け、犯収法の規定どおり、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」にも該当する場合以外は、取引時確認は不要であるものとする。

(1) 金銭信託における特定の取引（規則4条1項1号）

イ：金融商品取引業者等との顧客分別金信託等、ロ及びニ：金融商品取引業者等との商品顧客区分管理信託等、ハ：金融商品取引業者等との顧客区分管理信託等、ホ：前払式支払手段発行者との発行保証金信託等、ヘ：資金移動業者との履行保証金信託等、ト：商品先物取引業者との預かり資産保全のための信託等

⇒危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(2) 有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則4条1項4号）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(3) 日本銀行において振替決済される国債取引等（規則4条1項5号）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(4) 金銭貸付け等における特定の取引（規則4条1項6号）

イ 日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借

⇒危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(5) 現金取引等における特定の取引（規則4条1項7号）

イ 取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引

⇒危険度を低下させる要因を有する取引①及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ロ 国又は地方公共団体への金品の納付又は納入

⇒危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ハ 預貯金の受払を目的とした為替取引等（200万円以下に限る。）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ニ 取引時確認等に準じた確認等がなされた商品代金等の現金による受払いをする取引のうち為替取引を伴うもの（200万円以下に限る。）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

※ 平成28年10月に施行される改正で以下の取引が追加される。

- ・電気、ガス、水道水の公共料金（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者、水道事業者、工業用水道事業者に対して支払われるものに限る。）

- ・入学金、授業料その他これに類するものの支払に係るもの（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校に対するもの）

(6) 社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則4条1項8号）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(7) スイフト（SWIFT）を通して行われる取引（規則第4条第1項第9号）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(8) 貸貸人が1回に受け取る貸貸料の額が10万円以下のファイナンスリース契約における特定の取引（規則第4条1項10号）

⇒危険度を低下させる要因を有する取引⑦に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(9) 国等を顧客とする取引等（規則4条1項13号）

イ 国等が法令上の権限に基づき行う取引

⇒危険度を低下させる要因を有する取引①、②、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ロ 破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引

⇒危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

【別添】 当行におけるリスク評価と管理方法

リスク	取引の種類	取引時確認	その他の管理方法
高リスク	<p>○法4条2項に基づく特定取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 継続的取引である特定取引についてなりすましの疑いがある場合 ➤ 継続的取引である特定取引について契約時確認事項に偽りの疑いがある場合 ➤ イラン・北朝鮮に居住する者との特定取引 ➤ 外国 PEPs との特定取引 	<p>○厳格な取引時確認（法4条2項） （※2回目以降の取引についても同様）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 統括管理者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則27条3号） ⇒疑わしい場合は疑わしい取引の届出の提出 ➤ 取引を実行する場合は統括管理者の承認（規則32条1項4号） ➤ 外国 PEPs との取引以外は原則として取引謝絶・解消を検討
	<p>○顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引 （令7条1項、規則5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 疑わしい取引 ➤ 同種の取引と態様と著しく異なる態様で行われる取引 	<p>○通常の取引時確認（法4条1項） （※2回目以降の取引についても同様）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 統括管理者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則27条3号） ⇒疑わしい場合は疑わしい取引の届出の提出 ➤ 取引実行についての統括管理者の承認（規則32条1項4号）

	<p>○犯罪収益移転危険度調査書において注意を要する国に所在する顧客との取引その他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪収益の危険性が高いと認められるもの（規則 27 条 3 号）</p> <p>（取引・サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多額の現金又は小切手により、入出金を行う取引（顧客の業容、資産等に見合わない高額な取引及び送金や通常自己宛小切手により行う取引であるにもかかわらず、現金の入出金により行う取引は、危険度が特に高まると認められる。） ➤ 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額であるもの ➤ 口座名義人が架空又は他人のものであるとの疑いや口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金や ➤ 匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引 ➤ 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している顧客を含む。）の口座を使用した入出金 ➤ 口座開設後、短期間に多額の又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約され、又は取引が休止した口座に係る取引 ➤ 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引 ➤ 口座から現金で払い戻し、直後にその現金（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。）を送金する取引（送金依頼人の名義を払 	<p>不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 統括管理者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則 27 条 3 号） ⇒疑わしい場合は疑わしい取引の届出の提出 ➤ 取引実行についての統括管理者の承認（規則 32 条 1 項 4 号） ➤ 顧客の属性が反社会的勢力に該当する場合には取引時確認をするまでもなく取引謝絶・解消を検討。 ➤ 写真付でない身分証明書を用いる顧客（自然人）については 2 つ以上の本人確認書類（1 つは補完書類でも可）を提示又は送付を受けられるか、又は、取引関係書類を顧客に転送不要郵便により送付する。
--	--	-----------	---

	<p>い戻した口座の名義別のものにして送金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合には、危険度が特に高まると認められる。） ➤ 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。） ➤ 有価証券取引や商品先物取引のうち、顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引 ➤ 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた貸付契約 ➤ 外貨両替のうち、下記に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 多額の現金または小切手による取引 ・ 短期間のうちに頻繁に行われる取引 ・ 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引 ・ 顧客が自己のために取引しているか否かにつき疑いがある取引 ・ 偽造通貨又は盗難通貨、これらと疑われる通貨等に係る取引 ➤ ファイナンスリース取引のうち、下記に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取し 		
--	---	--	--

	<p>ようとしている（いわゆる「多重リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には機械設備等を設置しないにもかかわらず、ファイナンスリース契約を締結することによりファイナンスリース ・ 業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「空リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引 ・ 架空・他人名義で締結したとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引 <p>(国・地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ イラン・北朝鮮に居住する者との特定取引以外の取引 ➤ イラン・北朝鮮以外で FATF 声明によりマネー・ローンダリング等への対策上欠陥があるとされている国・地域に居住する者との取引 ➤ 米国の財務省外国資産管理室（OFAC）が、外交政策・安全保障上の目的から、取引禁止や資産凍結などの措置を講じることとしている国・地域（スーダン共和国、キューバ、シリア、クリミア地域）に居住する者との取引（※米国に居住する者との送金取引がある場合） <p>(取引形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 非対面取引（リスク低減措置が講じられていない取引に限る。） ➤ 現金取引 		
--	---	--	--

	<p>(顧客の属性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 反社会的勢力（暴力団員、暴力団関係者等）との取引 ➤ 非居住者（非対面取引をする場合に限る。）との取引 ➤ 外国 PEPs との取引（特定取引を行うに際して外国 PEPs であることが判明した顧客が特定取引以外の取引をする場合に限る。） ➤ 実質的支配者が不透明な法人との取引（法人顧客の代表者等（取引担当者）が正当な理由なく実質的支配者の申告に応じない場合等） ➤ 写真付きでない身分証明書を用いる顧客との取引 		
--	--	--	--

中リスク	○法4条2項以外の特定取引 (「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものを除く。)	○通常の取引時確認(法4条1項) ○2回目以降は、取引時確認済みの確認(法4条3項) ○「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」にも該当する場合には、「高リスク」に該当し、2回目以降でも「通常の取引時確認」が必要。	継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は疑わしい取引の届出を提出。
低リスク	○当行の特定業務に係る取引のうち特定取引に該当しないもの ○簡素な顧客管理を行うことが許容される取引(規則4条1項各号)	○不要(「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものを除く)	継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は疑わしい取引の届出を提出。

以上